

光市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について

令和4年10月11日

光市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則(令和4年規則第22号)第3条第1項の規定により、同項の市長が別に指定するシステムを次のとおり指定します。

システムの名称	参考となる事項(URL)
やまぐち電子申請サービス(光市電子申請サービス)	https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=itiran_all&lgCd=352101
マイナポータル(びったりサービス)	https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form